

想定外の労働災害を防ぐための“両分野2大権威”のジョイント講演 リスクアセスメントから企業の 安全配慮義務を考えるセミナー

主 催 愛知県下各労働基準協会

全国の労働災害の死亡者数は減少傾向にありますが、休業4日以上之死傷者数とみると、リーマンショック時の平成21年から令和5年までで28%増加、労災保険新規受給者は同じく平成21年から令和4年までで44%増加しております。

増加の原因は、新たな機械、物質、作業方法が出現し、高齢者、外国人等の増加で就業形態が変わり、従来からのヒヤリハット、危険予知等の業務に潜む危険・有害性を**見つける**手法では効果に限界があることです。

過労死・過労自殺等の健康障害を含む労働災害の発生は、しばしば損害賠償請求をめぐる裁判となりますが、その場で問われるのは、企業が労働契約法が定める「**安全配慮義務**」を果たしていたかどうかです。

なお、安全配慮義務を果たすには、【1. 危険予知】労働者が置かれている環境で、生命や身体、健康に危険が発生する可能性を予見する。

【2. 結果回避】危険が予知できた後、その状況を放っておくのではなく、危険が現実のものとならないよう対策を練ること。が求められます。

予見・回避が可能な場合は、「想定外の事故だ」との理屈は認められず、企業は、貴重な人材を失い、多額の損害賠償の支払いを命じられます。

そんな中、労働災害防止の有効な手段となるのが、労働安全衛生法が定める「危険性又は有害性等の**調査**及びその結果に基づく措置等を行う**リスクアセスメント**」です。

化学物質以外は法的には努力義務ですが、愛知労働局では労働災害防止のための危険・有害性の把握以外にも、生産性、品質、原価、納期、士気、環境を同時に向上させる経営手法として、リスクアセスメントにより企業価値をも向上させる、「安全経営あいち」を積極的に進めております。

今般、安全配慮義務とリスクアセスメントの“両分野2大権威”によるジョイント講演となる、「**リスクアセスメントから企業の安全配慮義務を考えるセミナー**」を開催しますので、ぜひともご参加お願い申し上げます。

●日 時 令和7年7月31日(木) 13:30～16:30

●会 場 ウィンクあいち 9階903 名古屋市中村区名駅4-4-38

●開催方式 会場参加 または インターネット視聴

●内 容

1. 労働災害等発生時に企業の安全配慮義務違反が問われる 危険の予見・回避の範囲

庄司法務事務所 所長 弁護士 庄 司 俊 哉 氏

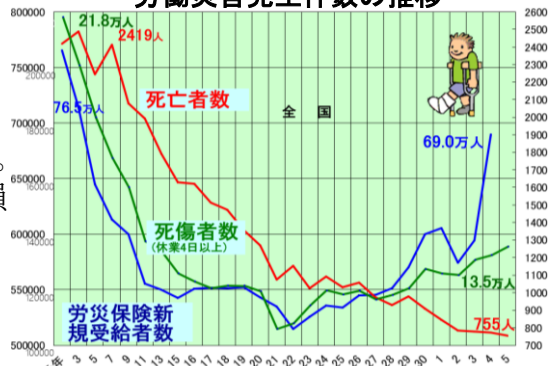
【講師プロフィール】中央大学法学部卒。労働災害、過労死、過労自殺をめぐる安全配慮義務等に関する数々の事件を手掛け講演を行う。愛知県下各労働基準協会が開催する、「労働トラブル防止総合講座」の講師を20年担当。弁護士会の裁判劇を手掛け、愛知の労働基準協会が上演する 90分の労働災害劇「波紋 ある工場の悲劇」、労使紛争解決手続の3つの実演劇の脚本、劇中解説も担当。元愛知県弁護士会副会長。元愛知労働局紛争調整委員。司法界での安全配慮義務の権威

2. 企業におけるリスクアセスメントの意義と経営にも結びつく有効な活用策

濱田安全衛生マネジメント合同会社 CEO 労働安全衛生コンサルタント 濱 田 勉 氏

【講師プロフィール】1985年に労働省(現 厚生労働省)に入省し愛知労働局管内の各労働基準監督署に勤務。2006年より労働基準監督署の安全衛生課長などを歴任し、19年に同局労働基準部安全課主任安全専門官、21年同部健康課長、22年より安全課長に就任し、長きにわたりリスクアセスメント、安全経営あいちを進め、講演回数540回、聴講者は86,000人の実績がある。24年に退官し、現在は会社CEOとして、幅広い顧問、講演活動を行なう。「安全は対策から戦略へ リスクアセスメントの本質」等の著書多数あり。リスクアセスメントの権威、安全衛生のカリスマ。

労働災害発生件数の推移



高額労災民事損害賠償請求事件

1億6,524万円 頸椎損傷 1級障害 平成6年 三六木工事件 トラックレーンで原木を大型トラックに積込作業中に玉掛ワイヤーが解け原木が落下	8,698万円 控訴審8,290万円 死亡 平成20年 スギヤマ薬品事件 薬剤師が長時間のため致死性不整脈で死亡
1億3,532万円 控訴審8,434万円 死亡 平成14年 関西医科大学事件 研修医が過労により突然死。急性心筋梗塞の疑い	7,595万円 控訴審和解で6,080万円 両目失明、鼻骨骨折 昭和52年 東京鍛錬所事件 エアークライター破砕石が破裂し負傷
1億0,692万円 控訴審7,744万円 死亡 平成20年 大阪府麻酔科医事件 麻酔医師が値日直、残業が多く、急性心機能不全で死亡	7,336万円 1級障害 昭和60年 日本電電・市川海事興業事件 海底ケーブル埋設工事中、潜水病に罹患
8,486万円 死亡 平成7年 長野県山岳総合センター事件 冬の野外生活研修中に雪崩が発生し教員が死亡	7,087万円 死亡 昭和58年 福岡市水道局事件 水道工事中、煉瓦頭が倒壊し死亡
8,323万円 頸椎損傷、下半身不随 平成17年 吉見興業事件 解体工事作業中のアルミバットが2階開口部から転落負傷	7,057万円 下半身不随 昭和56年 電源開発・三井三池製作所事件 火力発電所の定期修理工事中、石こうスケールが落下



庄司弁護士脚本・解説の労働災害劇より



安全配慮義務 労働契約法（労働者の安全への配慮）

第5条 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

リスクアセスメント 労働安全衛生法 抜粋(事業者の行うべき調査等)

第28条の2 事業者は、業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努める。

の
庄
司
弁
護
士
脚
本
・
解
説
の
労
働
災
害
劇
本
・
解
説



想定外！その理屈、裁判で通じません

●会場略図

ウインクあいち

・JR名古屋駅桜通口から:

ミッドランドスクエア方面 徒歩5分

・ユニモール地下街 5番出口から:徒歩2分

・名駅地下街サンロードから:

ミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル、
名古屋クロスコートタワーを経由徒歩8分



●インターネット受講について

- ・オンデマンド配信です。(開催当日のライブ配信ではありません)
- ・令和7年8月8日(金)より視聴が可能です。
- ・視聴の手順、パスワードをお送りします。
- ・資料は名北労働基準協会のホームページからダウンロードをお願いします。
- ・視聴可能期間は原則8月31日までです。

●受講対象

経営者、安全衛生・人事・総務部門責任者・
社会保険労務士等労働専門家の皆様

●会 費

会員 6,900円 非会員 9,130円

※資料代・消費税を含む

当セミナーのお申込は
こちらからでも可能です→
(名北協会ホームページ)



申込要領

下記申込書を各労働基準協会へFAXいただくか、上記QRコードの名北協会ホームページよりメールのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒456-0022 名古屋市熱田区横田1-11-6 フジ神宮ビル8F	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町19 2階	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関)
一般社団法人 名北労働基準協会

三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会
※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

リスクアセスメントから企業の安全配慮義務を考えるセミナー申込書(コピー可)

申込協会	労働基準協会		※会員番号						
事業場名			T F	E A	L X	()	()	二	
所在地	〒		E-mail						
受講者	No.	氏 名	所属部署・職名	受講方法	No.	氏 名	所属部署・職名	受講方法	
No.は記入不要です				☐ 会 場 ☐ インターネット				☐ 会 場 ☐ インターネット	
案内送付先	受講者・担当者(部署名)						お支払 予定日	月 日頃	

※会員番号 (一社)名北労働基準協会の会員企業のみ、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいたセミナーの参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。